

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）
（女性専用作業員施設設置経費助成））計画（変更）届

労働局長 殿
(公共職業安定所長経由)

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））の計画（変更）の届出を行います。
(届出年月日) 年 月 日

① 申 請 者	(フリカ`ナ) 中小建設事業主等の名称 (フリカ`ナ) 代表者の役職名及び氏名	〒 (電話 (Eメール	② 事 業 内 容		
	所 在 地 (フリカ`ナ) 代理人又は提出代行者 ・事務代理者の名称 (フリカ`ナ) 代 表 者 氏 名 [該当するものに○] 所 在 地		イ 雇用保険適用 事業所番号		
			ロ 業 種		
			ハ 常用労働者	人 (人)	
			ニ 資本金・ 出資総額	万円	
	ホ 雇用保険料率		1,000分の		
	ヘ 建設業許可番号	大臣 知事			
	申請書作成担当者	イ 職名	ロ 氏名	ト 雇用管理責任者の 氏名及び員数	氏名 他 人
		ハ 電話			
		ニ E-mail			
③ 本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無			有（名称：）・無		

実 施 計 画	④ 女 性 作 業 員 施 設 の 賃 借	イ 施設の設置場所	住所						
			工事名						
		ロ 内 容	施設の種類	棟 数	床面積／1棟	※対象外／1棟	賃借の相手方	1棟費用／1ヶ月	総所要費用
			a 更衣室	棟	m ²	m ²		円	円
			b 浴室	棟	m ²	m ²		円	円
			c 便 所	棟	m ²	m ²		円	円
			d シャワー室	棟	m ²	m ²		円	円
			計					円	円
		ハ 賃借期間（契約上）	年 月 日～ 年 月 日	※ 助成対象期間	(月 日 年 月 日)				

(注) この届出書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局処理欄

認定番号

認定印

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）
（女性専用作業員施設設置経費助成））計画（変更）届について

1 提出上の注意

- (1) この様式を計画の認定のために使用する場合は、標題中「（変更）」を抹消してください。また、変更申請の場合は、標題中「（変更）」を○で囲んでください。
- (2) この計画届は、中小元方建設事業主が施工管理を行う建設工事現場で下表の女性専用の作業員施設を賃借し設置する場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。

女性作業員施設	必要な仕様
更衣室	イ ロッカーを設けること。 ロ 床は、土のままとせず板張り、コンクリート等の構造とすること。 ハ 床面積が8㎡以上であること。 ニ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。
浴室	イ 清浄な水又は上がり湯を備えること。 ロ 脱衣場を設けること。 ハ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。
便所	イ 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。 ロ 流出する清浄な水によって手を洗う設備を設けること。 ハ 鏡付き化粧台、荷物置きを設けること。 ニ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。
シャワー室	イ シャワーヘッドごとに仕切りを設けること。 ロ 脱衣場を設けること。 ハ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。

※女性作業員施設の設置に係る助成対象経費や不支給要件については、事前に管轄の労働局に確認してください。

- (3) この計画届は、女性作業員施設を設置しようとする日の2週間前までに、当該建設工事現場が所在する都道府県内に雇用保険適用事業所を有する中小元方建設事業主から、当該都道府県を業務担当区域とする都道府県労働局に提出してください。なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所に提出できる場合がありますので、管轄労働局にお問い合わせください。
- (4) この計画届を提出する場合は、次の書類を添付してください。
- イ 女性専用作業員施設等及び費用 内訳書（建作様式第2号の3別紙）
 - ロ 「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（写）、「労働保険料等納入通知書」（写）
 - ハ 建設事業を行っている事業主であることがわかる書類
 - ニ 当該建設工事現場における建設工事を施工主から受注したことが分かる書類
 - ホ 賃借する女性作業員施設の図面、パンフレット、建設工事現場における配置図、賃貸借契約書の写し
 - ヘ その他管轄労働局長が必要と認める書類
- (5) その他、この計画の内容について確認が必要な場合は、労働局が立ち入り検査等を行うことがありますので、御協力ください。

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入した上、届出者の氏名等の記載をして、委任状（任意様式）（原本）を添付して下さい。また、届出者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入してください。
- (2) ②ロ「業種」欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
- (3) ②ハ「常用労働者」欄は当該企業の常用労働者数を、また、（ ）内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。
- なお、常用労働者とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。
- (4) ②ニ「資本金・出資総額」欄は、支給申請時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
- (5) ②ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第5条第1項に規定する雇用管理責任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。
- (6) ③「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (7) ④「女性作業員施設の賃借」欄は、以下により記入して下さい。
- イ 「施設の設置場所」欄は、作業員施設を設置する工事現場の住所及び工事名を記入して下さい。
 - ロ 「棟数」欄は、同一の賃貸人から賃借する同一仕様の施設数を記載してください。但し、助成対象となるのは、一の建設工事現場につき、上記1(2)表の女性作業員施設の区分毎に1施設の助成を限度とします。なお、女性専用作業員施設と同じ区分の作業員施設を男性の建設労働者に対しても1以上整備することが必要です。

3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、計画の変更を申請しなければなりません。変更の際は、この様式を計画変更届として使用します。詳細な手続き、記入方法については、あらかじめ労働局にお問い合わせ下さい。賃借期間の延長、所用費用の増額に伴い、届出を行った事業に係る所用費用見込額の総額を超えるときは、この様式により原則として、事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

4 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。